



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高 橋 誠 一
(コード番号 1729 大阪証券取引所
〈ヘラクレス市場〉)
問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠

パイン株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

パイン株式会社は、平成 21 年 1 月 15 日（木曜日）から平成 21 年 2 月 26 日（木曜日）までの 30 営業日において当社株式等に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

[別紙]

平成 21 年 2 月 27 日

各 位

パイン株式会社
代表取締役 廣瀬 佳正

三光ソフランホールディングス株式会社株式等に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、三光ソフランホールディングス株式会社（コード番号：1729 大阪証券取引所ヘラクレス市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成 21 年 1 月 15 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 21 年 2 月 26 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

パイン株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 80 番地 1

(2) 対象者の名称

三光ソフランホールディングス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

i) 平成16年11月25日開催の第30回定時株主総会及び平成17年8月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

ii) 平成17年11月25日開催の第31回定時株主総会及び平成18年4月24日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,404,000(株)	8,404,000(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けでは、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,404,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 公開買付け期間末日までに対象者の第3回新株予約権及び第4回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。従って、本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数、対象者の平成 20 年 11 月 27 日提出の第 34 期有価証券報告書に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（61,949,600 株）から、平成 20 年 8 月 31 日現在における対象者が保有する自己株式（2,587,948 株）及び公開

買付者が保有する株式（96,000株）を控除した株式数（59,265,652株）に対象者の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年10月31日以降本届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（388,000株。新株予約権の発行要項に基づき、平成20年10月31日時点で権利行使されていない第3回新株予約権50個を1個当たり4,000株並びに第4回新株予約権47個を1個当たり4,000株として換算しております。）を加算した株式数である59,653,652株となります。ただし、高橋誠一氏、高橋幸一郎氏、高橋大輔氏、高橋昌子氏、高橋幸枝氏及び株式会社シャイン・コーポレーション（以下、総称して「創業家一族」といいます。）は、公開買付者との間でその保有する株式（31,354,000株）の全部につき、本公開買付けに応募しない旨の同意をしておりますので、創業家一族の所有株式数を控除した28,299,652株が公開買付者が取得する株券等の数の最大の数となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 公開買付期間

平成21年1月15日（木曜日）から平成21年2月26日（木曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

- ①普通株式 1株につき金62円
- ②新株予約権 第3回新株予約権 1個につき金1円
第4回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 応募状況

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	応募数	買付数
株券	8,404,000株	8,404,000株	24,993,902株	24,993,902株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株
合計	8,404,000株	8,404,000株	24,993,902株	24,993,902株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定の下限（8,404,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（24,993,902株）が買付予定の下限以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	96個	(買付け等前における株券等所有割合 0.16%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,377個	(買付け等前における株券等所有割合 52.86%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,089個	(買付け等後における株券等所有割合 42.27%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,354個	(買付け等後における株券等所有割合 52.82%)
対象者の総株主等の議決権の数	59,353個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年11月27日提出の第34期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付

け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数59,353個に、上記有価証券報告書に記載された単元未満株式(9,600株から対象者保有の自己株式948株を控除した8,652株)に係る議決権の数である8個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を59,361個として計算しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
1,549,621千円

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

② 決済の開始日
平成21年3月5日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

パイン株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目80番地1
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

3. 公開買付後の方針及び今後の見通し

本公開買付けで、公開買付者及び創業家一族(以下「公開買付者等」といいます。)の所有する株式数が、対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の3分の2を超えることとなりますが、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)及び新株予約権の全てを取得できなかったことから、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書において記載しておりましたとおり、公開買付者等を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等で対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の100%を取得するための手続を実施することを予定しています。

具体的には、対象者は、公開買付者の要請を受け、本日(平成21年2月27日)付プレスリリース「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」で公表のとおり、平成21年3月19日を基準日として次の①乃至③の事項を付議議案に含む臨時株主総会及び②を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会を招集する予定です。なお、公開買付者等は、同株主総会及び種類株主総会において①乃至③の各議案に賛成する予定です。

①対象者の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。

②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更し、対象者の発行する全ての普通株式に、株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め(以下「全部取得条項」といいます。)を付すこと。なお、取得にあたり対象者の株主に対価として交付される対象者株式の種類及び数は、公開買付者等で対象者株式(自己株式を除きます。)の100%を取得する

こととなるよう、公開買付者等以外の対象者の株主に対して割当てられる対象者株式の数が1株未満の端数となるよう定められております。

③会社法第171条及び上記①②による変更後の定款の定めに基づき、対象者の当該株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、これと引換えに別個の対象者株式を交付すること。

上記株主総会及び臨時株主総会において①乃至③の各議案が承認可決された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された後、その全て（自己株式を除きます。）が対象会社に取得されることとなります。その際、割当てられる対象者株式の数に1株未満の端数がある株主に対しては、法令の手に従い、当該端数の合計数を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、上記①乃至③の手に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（i）上記②の普通株主に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主が対象者に対してその有する株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第118条その他の関係法令の定めに従って新株予約権者が対象者に対してその有する新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められています。これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格並びに新株予約権1個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うために必要な手続等については、株主及び新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。なお、本公開買付けは、上記本株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。上記の各手続における税務上の取り扱いについては、株主及び新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

なお、対象者株式は、株式会社大阪証券取引所に上場しておりますが、前述の方法に従い、公開買付者等の所有に係る対象者株式の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を株式会社大阪証券取引所において取引することができません。

以 上